

議案第八十一号

港区立図書館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立図書館条例の一部を改正する条例

港区立図書館条例（平成二十年港区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「、土曜日」を削る。

第九条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

付 則

この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、公布の日から施行する。

（説明）

図書館の土曜日の開館時間を延長するほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。